

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)
地域名 (地域内農業集落名)	小川地区 (小川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手として地元農業法人と認定農業者が中心となり営農している。田は、法人に集積して耕作しており、安定している。また、畑は、個人で耕作しており、後継者不足や光熱費等の高騰により経費が掛かり、経営が赤字となり厳しい状況である。
志賀沢川を挟んで志賀側の農地は、鳥獣(カラス・イノシシ)の被害があるため、耕作が難しい。また、個人では、農業用機械の購入や維持管理の費用捻出が難しく、営農の継続が懸念される。畑の集積・集約が大きな課題である。また、慢性的な人手不足のため、農業の機械化・省力化が必須である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人を中心に水稻と大豆の作付けを行い、地域が協力して農地、環境を守っていく。
また、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。なお、若い世代を取り入れていくため、通年を通して法人で雇用できるように、農作業の閑散期にできることを模索していく。加えて、法人は1次産業だけでなく、2次、3次、6次産業を取り入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	119.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107.79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

小川を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めながら、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成25年度に小川地区のほ場整備が完了。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人に集積を図り、新規の雇用を増やす。1次、2次、3次、6次産業に取り組み、通年雇用が可能な法人経営を目指し、後継者育成にも注力していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策として、電気柵の設置を行っている。
- ②農薬、肥料の適正使用に努めている。
- ③GPSを活用して機械操作を行っている。
- ⑤6次加工に活用できる果樹(イチヂク、ブルーベリー等)の定植を行う。
- ⑦地権者が耕作できないところは、法人で保全管理をしていく。
- ⑧ライスセンターの管理を適切に行う。
- ⑨地域内の酪農家と連携し、穀穀の利活用等を行っている。
- ⑩6次加工品の幅を広げ、農業所得向上に繋げていく。